

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成28年7月14日(2016.7.14)

【公開番号】特開2015-12094(P2015-12094A)

【公開日】平成27年1月19日(2015.1.19)

【年通号数】公開・登録公報2015-004

【出願番号】特願2013-135600(P2013-135600)

【国際特許分類】

H 05 K 7/20 (2006.01)

【F I】

H 05 K 7/20 H

H 05 K 7/20 B

【手続補正書】

【提出日】平成28年5月27日(2016.5.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

収納庫内壁や建屋の壁等に取り付けられるダイキャスト成形された有底の筐体と、この筐体の底面に熱伝導性を保って取り付けられる発熱性の電気部品と、この電気部品の前面側を覆うように設けられこの電気部品の制御にかかる信号を生成する電装基板と、この電装基板の側方に設けられ前記電気部品と前記電装基板との間に空気の流れを作る送風装置と、前記筐体の底面から立ち上がる複数の壁面のうち上側の壁面に前記筐体の内側に向かって突出し前記筐体の底面から前面側に向かって成形されるリブとを有することを特徴とする電気機器。

【請求項2】

前記筐体の前面側に取り付けられる蓋を有することを特徴とする請求項1に記載の電気機器。

【請求項3】

前記リブは前記筐体と共に単一にダイキャスト成形されていることを特徴とする請求項2に記載の電気機器。

【請求項4】

前記リブは前記電装基板の付近まで突出していることを特徴とする請求項3に記載の電気機器。

【請求項5】

前記送風装置は前記電気部品と前記電装基板との間に向けて空気を出力することを特徴とする請求項4に記載の電気機器。

【請求項6】

前記送風装置は前記電気部品と前記電装基板との間から空気を吸うことを特徴とする請求項4に記載の電気機器。